



2022年5月13日

各 位

会社名 日本フェルト株式会社
代表者名 取締役社長 芝原 誠一
(コード番号 3512 東証スタンダード)
問合せ先 取締役常務執行役員 矢崎 荘太郎
(TEL. 03-5993-2030)

定款一部変更に関するお知らせ

2022年5月13日開催の当社取締役会におきまして、2022年6月29日開催予定の第158回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更したく存じます。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。(変更案第14条①)
- (2) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。(変更案第14条②)
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものであります。(現行定款第14条の削除)
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する規定を設けるものであります。(附則①～③)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示すものであります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(削除)</p>

<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第14条① 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(附則) ①現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u> <u>②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u> <u>③本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日予定
定款変更の効力発生日	2022年6月29日予定

以 上